

以下の問題において、その内容が正しければ、解答用紙の左欄にマークを、誤りであれば、解答用紙の右欄にマークをしない。

第1問 「不拡散型輸出管理」は、ココム規制の管理手法である。

第2問 ワッセナー・アレンジメント(WA)は、大量破壊兵器等の関連資機材の拡散を防止する目的で発足した。

第3問 「不拡散型輸出管理」は、特定の国を対象として禁輸措置を講ずるものではないので、あらゆる国向けの輸出について需要者、用途をチェックすることが重要である。

第4問 経済産業大臣の許可が必要な貨物であったにもかかわらず、法令の解釈を誤って輸出者が許可を得ないで輸出した場合は、罪に問われない。

第5問 ワッセナー・アレンジメント(WA)の参加国は、旧西側諸国に限定されており、ロシアやハンガリー、ルーマニアは参加していない。

第6問 ワッセナー・アレンジメント(WA)では、輸出の許可・不許可の判断は、ココムと同様に参加国すべての完全合意が必要である。

第7問 NSGとは「核兵器の不拡散に関する条約」のことであり、NPTとは「原子力供給国会合」のことである。

第8問 オーストラリア・グループ(AG)は、地域紛争防止の観点から、通常兵器の過剰な蓄積の防止を目的としている。

第9問 ミサイル関連機材・技術輸出規制(MTCR)では、核弾頭、生物・化学兵器の運搬を防止するためにミサイルが規制されており、ロケットは規制の対象外である。

第10問 貨物の輸出については外国為替及び外国貿易法第48条で、技術の提供については同法第25条で規制の根拠を定めている。

第11問 外国人に技術提供する場合、その外国人が日本国内にある事務所に勤務していれば居住者として取り扱われる。

第12問 我が国では、大量破壊兵器等の拡散防止、通常兵器の過剰な蓄積の防止及び武器輸出三原則等にかかわる輸出規制遵守を総称して安全保障輸出管理という。

第13問 リスト規制該当貨物の輸出であっても、その用途が学校教育用や学術研究用の場合は、輸出許可が不要である。

第14問 輸出貿易管理令別表第4に掲げる地域は、イラン、イラク、朝鮮（大韓民国政府の支配する地域を除く。）、リビアである。

第15問 役務取引においても貨物と同様に「少額特例」があり、一定額以下の場合にはたとえリスト規制該当技術であっても許可は不要である。

第16問 特定包括輸出許可を取得するためには、経済産業省にコンプライアンス・プログラム（CP）を届け出て、受理票の交付を受けていることが必要である。

第17問 契約が成立する前でも、その契約に係るリスト規制該当貨物の輸出許可の申請は可能である。

第18問 税関は、輸出申告書の審査にあたって、経済産業大臣の輸出許可を受けているか、又は受ける必要がないかを確認しなければならない。

第19問 第1種一般包括輸出許可を用いてリスト規制該当貨物を輸出貿易管理令別表第4の2地域(ホワイト国)以外の地域へ輸出するとき、その貨物の用途がキャッチオール規制の客観要件に該当する場合であっても、その輸出に対して、その許可証を使用できる。

第20問 米国から輸入した米国産の貨物は既に国内貨物になっているので、他の国へ再輸出する場合は日本の法令に厳格に従っておくだけで十分である。

第21問 経済産業大臣の通達により、親会社は子会社及び関連会社に対し、当該企業の実状に即した安全保障輸出管理に関する適切な指導を実施することを要請されている。

第22問 企業の安全保障輸出管理における「取引審査」は、該非判定の確認、需要者の確認、用途の確認及びこれらを総合的に勘案した取引の可否を決定するプロセスをいう。

第23問 自主管理のための需要者・用途の確認として、引き合いの段階で製品等について過度の秘密保持の要求があるなど不自然な取引条件がないかを確認することが望ましい。

第24問 中国の現地法人で従業員として働いている日本人社員が、2日間、日本へ立ち寄った。同じ日本人なので、外国為替令別表に該当する集積回路の製造技術を、経済産業大臣の許可(包括許可、又は個別許可)を受けることなく提供してよい。

第25問 貨物の輸出許可が必要な場合でも、緊急な場合に限り、輸出申告の際、税関長に申し出ることにより、輸出許可証の提出は輸出後3ヶ月以内でよい。

平成16年度

安全保障輸出管理実務能力認定試験（第2回）

(S T C A s s o c i a t e) (L T コー ス)